

MA2010—2

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成22年2月26日

運 輸 安 全 委 員 会

**(東京事案)**

なし

**(地方事務所事案)**

**函館事務所**

- 1 漁船第八清喜丸乗組員死亡
- 2 漁船第七新栄丸火災
- 3 漁船第八正福丸乗組員死亡

**横浜事務所**

- 4 漁船昇行丸乗組員死亡
- 5 漁船第一芳新丸火災
- 6 モーターボートやす丸乗組員死亡
- 7 漁船甲崎丸乗組員死亡
- 8 モーターボートA S I K A乗組員死亡

**神戸事務所**

- |                |
|----------------|
| 9 ヨットラビアンローズ乗揚 |
|----------------|
- 10 漁船宮潮丸乗組員死亡

**広島事務所**

- 11 貨物船第八豊栄丸乗揚
- 12 旅客フェリーさんふらわあこがね衝突 (防波堤)
- 13 漁船第二祐生丸衝突 (岸壁)
- 14 貨物船第二十八勢寶丸乗揚

**門司事務所**

- 15 漁船第三十八大栄丸漁船第3福生丸衝突
- 16 貨物船ORIENTAL SAPPHIRE 押船転法輪バージ㊦B-3356 衝突
- 17 貨物船楠栄丸乗揚

**那覇事務所**

- 18 貨物船うりずん衝突 (岸壁)

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会  
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合  
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合  
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合  
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合  
・・・「可能性が考えられる」  
・・・「可能性があると考えられる」

## 9 ヨットラビアンローズ乗揚

## 船舶事故調査報告書

平成22年1月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山 本 哲 也

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成21年9月5日 12時45分ごろ
発生場所	和歌山県那智勝浦町 宇久井駒崎灯台から真方位259° 1.85海里付近 (概位 北緯33° 38.6′ 東経135° 56.6′)
事故調査の経過	平成21年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	ヨット ラビアンローズ、6トン 235-45622広島、個人所有 9.73m(Lr)×3.33m×1.66m、FRP ディーゼル機関、20.08kW、平成17年3月 船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年5月29日 免許証交付日 平成17年11月4日 (平成23年5月28日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船底にき裂及び舵板に損傷
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、船首0m、キール部船体ほぼ中央2.0m、船尾1.7mの喫水で、台風の影響などを考慮して避泊するため、那智勝浦町のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）に向け航行中、平成21年9月5日（土）12時45分ごろ、本件マリーナ前に設置されている海面下の防波堤（以下「潜堤」という。）に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3～4、視界 良好 海象：波浪が少しあった。
その他の事項	潜堤は平成18年末に完成しており、当初、その周囲には、灯浮標が6個設置されていたが、台風などで流出し、事故のときには、潜堤の西側に3個しか設置されていない状況であった。 潜堤設置地点の水深は低潮時で約1m、満潮時で約2.8mであった。 過去2年間に数隻のプレジャーボートが、潜堤に接触することがあった。 本件マリーナ管理者は、潜堤の四隅に灯浮標を設置する予定である。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 事故発生時は、干潮であった。 本船は、避泊のため本件マリーナに入港しようとした際、船長が、事前に本件マリーナの水路状況を把握していなかったため、潜堤に乗り揚げたものと考えられる。 本件マリーナ管理者が、周囲に灯浮標を設置して、その存在を表示していたら、本船は潜堤の存在に気付き、乗り揚げを回避できた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が本件マリーナに入港しようとした際、船長が事前に本件マリーナの水路状況を把握していなかったため、潜堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	